

獣医解剖学関連用語検討委員会 会則

第1章 総 則

〔名称〕

第1条 日本獣医解剖学会は、日本獣医解剖学会会則第3条（6）に基づき、獣医解剖学関連用語検討委員会（以下、本会）を所属委員会として設置する。

〔目的〕

第2条 本会は、「獣医解剖学、獣医組織学および獣医発生学に関連する専門用語の検討と改訂を通して、専門用語の体系化を図る」ことを目的とする。

〔事業〕

第3条 本会は、前条の目的を達成する為、以下の事業を行う。

- 1) 専門用語の検討、改訂およびその公表
- 2) その他、本会の目的達成に必要な事項

〔事務局〕

第4条 本会の事務局を本会代表の下に置く。

第2章 会 員

〔会員の種別〕

第5条 本会は、日本獣医解剖学会会員により構成される。

第3章 役 員

〔役員〕

第6条 本会には、次の役員を置く。

- 1) 代表1名
- 2) 庶務2名程度
- 3) 委員10名程度

第7条 代表は、日本獣医解剖学会の会長とする。庶務1名は、当該年度の教育・研修会担当理事とする。委員は、獣医解剖学、獣医組織学および獣医発生学の専門用語に精通する日本獣医解剖学会の正会員、準会員または名誉会員とする。本会の会計業務は日本獣医解剖学会の会計に準ずる。

第4章 会 議

〔役員会〕

第8条 代表が必要と認めたときにこれを開く。

第9条 会議は次の事項を審議し、決議する。

- 1) 事業計画および予算
- 2) 事業報告および決算
- 3) 会則の変更
- 4) その他の必要事項

第5章 会 計

[経費]

第10条 本会の経費は、日本獣医解剖学会からの補助金、寄付金およびその他の収入をもってこれに当てる。

第11条 本会の会計年度は、毎年8月1日より翌年の7月31日までとする。

第6章 会則の変更

第12条 本会会則の変更は、役員会の議を経て行う。

第7章 雑則

第13条 本会則に定めるもののほか、本会事務の運営上必要な細則は、役員会の議を経て、代表が別に定める。

付 則

本会則は、令和6年9月1日から施行し、令和6年10月1日から適用する。